

○精神障害者旅客運賃割引規則

制 定 2025年4月1日

最終改定 2026年3月14日

(適用範囲)

- 第1条** この規則は、精神障害者が単独で又は介護者とともに、当社線及び連絡社線を乗車する場合に適用する。
- 2 相鉄は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、相鉄は変更及び変更内容を予め告知するものとする。
- 3 この規則が改定された場合、以後の旅客運送契約等については、改定された規則の定めるところによる。

(精神障害者)

第2条 この規則において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当する者をいう。

(注1) 精神障害者保健福祉手帳の様式は、次のとおりである。

「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知）により示された様式

ア 紙様式（例）

(裏表紙)

備 考
注1) 住所や氏名が変わったときは、変更届を出してください。 注2) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。

(表表紙)

障 害 者 手 帳
都道府県（指定都市）名

<p>(内面左)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">3 cm</p> <p style="text-align: center;">4 cm</p> <p style="text-align: center;">写 べ 真 スト 半 裁</p> </div> <p>氏名</p> <p>住所</p> <p>生年月日</p> <p>障害等級 号</p> <p>手帳番号</p> <p>旅客鉄道株式会社等 旅客運賃減額 第一種・第二種</p>	<p>(内面右)</p> <p>交付日 年 月 日</p> <p>有効期限 年 月 日</p> <p>(更新)</p> <p>(更新)</p> <p>(更新)</p> <p>(更新)</p> <p>都道府県 (指定都市) 名 印</p> <p style="text-align: center;">精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳</p>
---	--

(注意 1) 縦 9 cm × 横 6 cm を標準とすること

(注意 2) 「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」は「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」と表記することができる。

イ カード様式 (例)

<p>表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">障 害 者 手 帳</p> <p>氏名</p> <p>住所</p> <p>生年月日 年 月 日</p> <p>障害等級</p> <p>手帳番号 号</p> <p>交付日 年 月 日</p> <p>有効期限 年 月 日</p> <p>旅客鉄道株式会社等 都道府県 名 印 旅客運賃減額 第一種・第二種 (指定都市)</p> </div>	<p>裏</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳</p> <p>有効期限の更新 (更新) (更新)</p> <p>備考</p> <p style="font-size: small;">注1) 住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届きを出してください。 注2) 更新の申請は、有効期限の3か月前から市町村役場で行うことができます。</p> </div>
--	--

(注意) 「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」は「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」と表記することができる。

- 2 前項の精神障害者を別表に掲げる第1種精神障害者及び第2種精神障害者に分ける。
- 3 第1種精神障害者及び第2種精神障害者の別については、精神障害者保健福祉手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(介護者)

第3条 精神障害者が第1種精神障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種精神障害者であるときは、精神障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。

- 2 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力をあると認められる者であって、その購入する乗車券の種

類、乗車区間及び有効期間が精神障害者と同一で精神障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならぬ。

(割引乗車券の種類)

第4条 精神障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種精神障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種精神障害者及び12歳未満の第2種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
- (3) 回数乗車券（普通回数乗車券）
第1種精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券の発売はしない。

(取扱区間)

第5条 精神障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線各駅相互間及び当社線と連絡社線各駅相互間とする。ただし、精神障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線及び東日本旅客鉄道会社線を通算した営業キロが片道100キロメートルを超える区間を乗車する場合に限り割引の取扱いをする。

(割引率)

第6条 精神障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引はしない。

(割引乗車券の購入)

第7条 精神障害者が割引乗車券を購入する場合は、精神障害者保健福祉手帳を呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券の申込みをしなければならない。ただし、大人の精神障害者で当社線内の普通乗車券にあつては、自動券売機により、小児券を割引乗車券の代用として購入することができる。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、精神障害者とその介護者とが、同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払いもどし)

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、精神障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券について、ともに行う場合に限って取り扱う。

(精神障害者保健福祉手帳の携帯)

第10条 精神障害者又はその介護者は乗車券購入の際及び乗車中は、精神障害者保健福祉手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(割引乗車券に対する表示)

第11条 精神障害者に対して発売する割引乗車券の券面に次の各号に定める表示をして発売する。ただし、第7条ただし書きにより発売した乗車券は除く。

- (1) 第1種精神障害者又は第2種精神障害者が単独で普通乗車券により乗車する場合



(直径約1cm)

- (2) 第1種精神障害者が介護者とともに普通乗車券又は回数乗車券により乗車する場合

ア 精神障害者に対する乗車券

常備券で発売する場合の券面表示



(1辺約0.6cm)

補充券で発売する場合の券面表示



(直径約1cm)

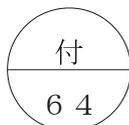
イ 介護者に対する乗車券

常備券で発売する場合の券面表示



(1辺約0.6cm)

補充券で発売する場合の券面表示



(直径約1cm)

(3) 第1種精神障害者又は第2種精神障害者が介護者とともに定期乗車券により乗車する場合

ア 精神障害者に対する定期乗車券

福 (1辺約0.4cm)

イ 介護者に対する定期乗車券

付 (1辺約0.4cm)

(注) 精神障害者の小児用定期乗車券は、旅客運賃の割引をしないが、乗車券面には所定の表示をすること。

(乗車券簿の表示方)

第12条 精神障害者に対する乗車券を発売した場合における乗車券簿の記事欄の割引種別の表示方は、第11条の規定を準用するほか、一般割引乗車券を発売した場合の例による。

(その他の取扱方)

第13条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客営業規則のほか旅客運送に関する一般の規定による。

付 則

- 1 この規則は2025年4月1日から施行する。
- 2 この規則は2026年3月14日から改正実施する。

別表

精神障害者の割引種別

割引種別	障害等級	精神障害の状態
第1種精神障害者	1級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
第2種精神障害者	2級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	3級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(注) 上記の障害等級及び精神障害の状態は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」(昭和25年政令第155号) 第6条によるものである。